保 証 人 規 程

一、本学の学生は入学に際し保証人を定め、これを大学に届け出なければならない。

一、保証人（父、母又はその他の親族とする）は独立の生計を営み、確実に保証人としての責務を果し得るものでなければならない。

保証人として不適当と認めたときは、大学はその変更を求めることができる。

一、保証人は保証する学生に学則等諸規則を守らせるとともに、その一切の責任を負う。

また、学生が在籍中に納付するべき学納金を上限とする債務を連帯して負うものとする。

一、学生が大学に願い出る重要なものには、保証人の連署を要する。

一、保証人が死亡またはその他の事由でその責務をつくし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

一、保証人が住所を変更した場合は速やかに新住所を届け出なければならない。

在 日 身 元 保 証 人 規 程

本学の学生は入学に際し在日身元保証人（以下保証人）を定め、これを大学に届け出なければならない。
私費外国人留学生本人（以下本人）に対し、以下の条件を全て満たす者とする。

「資格」

一、保証人は「日本人」または「本人が本学在学期間中在留できる外国人」で、独立した生計を営む成年者とする。

一、本人をよく知り得る立場にあり、入学後も生活状況を把握できる者とする。
保証人として不適当と認めたときは、大学はその変更を求めることができる。

「役割および債務」

一、保証人は、本人に日本国法令および学則等諸規則を順守させるよう監督すること。

一、本人に経済的または一身上の困難が生じた場合は、経費支弁者への連絡等の協力を行うこと。

一、緊急時の大学からの呼び出しに応じること。

一、必要な場合には法的な身元保証人を引き受けること。

一、保証人が住所、電話番号等変更した場合は、速やかに届出ること。

「その他」

一、保証人がその責務を全うし得ない状況になった場合には、本人は、新たな保証人を選定し届出なければならない。

個人情報保護法に基づく公表事項について

東洋学園大学公式サイト
「個人情報保護の方針について」をご覧ください。

https://www.tyg.jp/privacy/index.html